

広島県の建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料

◆非住宅建築物

延床面積	モデル建物法		左記以外	
	工場等	工場等以外	工場等	工場等以外
300 m ² 未満	20,000円	92,000円	24,000円	241,000円
300 m ² 以上 1,000 m ² 未満	28,000円	117,000円	33,000円	302,000円
1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	40,000円	155,000円	45,000円	390,000円
2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	101,000円	250,000円	108,000円	557,000円
5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	152,000円	327,000円	160,000円	686,000円
10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	189,000円	393,000円	197,000円	810,000円
25,000 m ² 以上	234,000円	461,000円	244,000円	925,000円

※「モデル建物法」の金額は、非住宅建築物について、モデル建物法を活用した場合に適用します。

- ◆計画変更に係る認定手数料は、通常の適合性判定手数料の半額です。
- ◆軽微変更該当証明書の交付手数料は、通常の適合性判定手数料の半額です。
- ◆増改築の場合は、既存部分を含む非住宅部分の床面積の合計となります。ただし、増改築工事において、既存部分の省エネ計算結果にデフォルト値を使用して計算を省略した場合、その部分の面積は除きます。